

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(一〇七・秋田中央保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(一〇八・横手保健所).....	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇九・横手保健所).....	1
大規模小売店舗の新設に関する届出(一一〇・一一一・商工業振興課).....	1
道路区域の変更(一一二・道路課).....	3

告示

結核予防法による医療機関の指定(一〇七・秋田中央保健所)..... 1

結核予防法による医療機関の指定(一〇八・横手保健所)..... 1

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇九・横手保健所)..... 1

大規模小売店舗の新設に関する届出(一一〇・一一一・商工業振興課)..... 1

道路区域の変更(一一二・道路課)..... 3

告 示

秋田県告示第七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新浜調剤薬局	男鹿市船川港船川字新浜町三十	平成十八年一月二十四日

秋田県告示第八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次の

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くら薬局	横手市根岸町百十七七	平成十八年一月二十七日

秋田県告示第九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
佐藤内科医院	横手市雄物川町造山字造山百四十五	平成十八年一月三十一日

秋田県告示第十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十八年二月七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 野 中 正 人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションモール大曲
大仙市戸地谷字川前百九十八番外
小売業を行う者の名称及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 野 中 正 人
- (三) 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
株式会社アペイル 代表取締役 島 村 治 伸
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年九月二十六日
- (五) 店舗面積の合計
千九百九十九平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
九十三台
- (七) 駐輪場の収容台数
五十九台
- (八) 荷さばき施設の面積
百四十三・九七平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
六十六・五立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社しまむら
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
株式会社アペイル
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後九時十五分まで
駐車場の自動車の出入口の数
三か所
- (十一) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間
- 二 届出年月日

- 平成十八年一月二十五日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 農林商工部 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十八年二月七日から同年六月七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (三)(二)(一)
- 秋田県告示第百一十一号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十八年二月七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂大館店
大館市観音堂四百十八 一他
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年九月二十八日

- (五) 店舗面積の合計
千三百二十六平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
九十九台
- (七) 駐車場の収容台数
二十三台
- (八) 荷さばき施設の面積
百二十平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
十五立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社薬王堂
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- (十三) 届出年月日

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
百五号		百五号		大仙市内小友字中伊岡三〇七番七から和合字田中一六四番二まで	二三・〇〇〇～二七二・〇〇〇	六・九七七
				大仙市内小友字中伊岡三〇七番七から和合字田中一六四番二まで	二三・〇〇〇～二七二・〇〇〇	六・九七七

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年二月七日から同月二十日まで

- 平成十八年一月二十七日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 産業部 商工課
(二) 縦覧期間
平成十八年二月七日から同年六月七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (三)(二)(一)
- 秋田県告示第百十二号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年二月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄